

全国選抜大会ブロック予選新潟県開催種目大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という。)が、北信越高等学校体育連盟(以下「北信越高体連」という。)が共催する

全国高等学校選抜各種目大会(以下「全国高校選抜大会」という。)ブロック予選大会新潟県開催種目大会を主管することに関し、この開催基準要項を定める。

2 北信越高体連共催の定義

(1)共催とは、北信越高体連が大会の企画又は運営に参画し、共同開催としての責任の一部を負担することをいう。

(2)北信越高体連は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 本連盟主管の定義

(1)主管とは、本連盟が大会運営に関する任務の一部を分担することをいう。

(2)本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

4 北信越高体連が共催する大会の基準

(1)財団法人日本体育協会加盟種目別競技団体と財団法人全国高等学校体育連盟が共同主催する全国高等学校選抜大会の北信越高体連関係ブロック予選大会であること。

(2)ブロック予選大会は、次のとおりとする。

ア 新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県(北信越予選大会)

イ 新潟県・富山県(北越予選大会)

ウ 新潟県・長野県(信越予選大会)

(3)北信越高体連設置専門部種目大会であること。

5 大会開催の申請

(1)主催者は、本連盟当該種目専門部(以下「専門部」という。)と協議決定し、申請書を本連盟に提出する。

(2)申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3)申請書は、大会開催年度前年の10月31日までに提出する。

(4)本連盟は、上記(3)の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

6 大会参加資格

(1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

(2)選手は、北信越5県(新潟・富山・石川・福井・長野)高等学校体育連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

(3)選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。

(4)選手は、各県予選大会において参加資格を得たものに限る。

(5)上記の他、主催者と専門部で協議して定める。

7 大会開催期間

(1)大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催する。

[全国高等学校体育連盟申し合わせ事項]

(2)大会開催日数は、2日を超えないこととする。

8 大会役員

北信越高体連及び本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 参加県高体連会長は、大会副会長とする。
- (2) 本連盟副会長及び参加県高体連当該種目専門部長は、大会参与とする。
- (3) 本連盟当該種目専門部長は、大会副委員長とする。
- (4) 参加県高体連理事長及び当該種目専門委員長は、大会委員とする。
- (5) 上記の他、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等で定めていない場合でも競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在学する学校の校長及び当該種目運動部顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 補助役員の食糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本大会開催基準要項により主催者が作成する。
- (2) 主催者は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。
ア 正式大会名 イ 主催 ウ 共催〔北信越高等学校体育連盟〕
エ 後援 オ 主管〔新潟県高等学校体育連盟〕 カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ
参加資格 コ 参加制限
サ 参加料 シ 表彰 ス 宿泊 セ 全国高等学校選抜大会参加資格 ソ 諸会議 タ
その他

12 大会参加料

大会運営経費として参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議決定する。

13 プログラム

- (1) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催 カ 後援 キ 主管
- (2) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員(高等学校名と人数) エ 上記の他、主催者が定める。

14 宿泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、同年度北信越高等学校体育大会宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

15 大会終了報告

(1)主催者は、大会終了後早急に全国高校選抜大会に参加資格を得た高等学校名及び生徒名を本連盟に報告する。

(2)主催者は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

16 附 則

(1)北信越高体連が共催する各種目の北信越高等学校新人大会は、この開催基準要項を適用する。

(2)大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。

(3)大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。

(4)本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成15年4月10日 一部改定